

発行所 環境農業新聞社
編集発行人 成瀬一夫
東京都葛飾区東金町1-41-9
〒125-0041 フランス堂ビル3階
電話 03-3826-5212
FAX 03-3826-5217
年間購読料 3,000円(税・送料込)
郵便振替口座 00150-2-290578

環境農業新聞

メール:ecoagri-na@sweet.ocn.ne.jp

主な記事

- …特定農薬の改定を……(1面)
○…人手不足に救世主……(2面)
○…岡目八目論……(3面)
○…豊受自然農を農業士会が視察……(4面)

特定農薬 次亜塩素酸水定義の「電解」に限るに異議

化学的組成の違いはない

小川敦詞氏が改正を求める



小川社長

農水省が定める特定農薬の次亜塩素酸水定義について異議を申し立て改定を望む声が多くなっている。それは特定農薬として次亜塩素酸水は電解に限るとしている点だ。厚生労働省、経済産業省、消費者庁で認めている2液混合の次亜塩素酸水は農水省だけが認めていないのがおかしいのではないかと小川社長は指摘している。

厚労省などが認めているのに何故だ

特定農薬に登録済みである次亜塩素酸水の製造方法について「塩化カリウム又は塩酸と飲用適の水溶液の研究開発に携わ

た次亜塩素酸水の化学的組成の違いはないとの見解で一致しているからである。次亜塩素酸水の開発の経緯 1980年頃より水に塩を入れて電気分解した強酸性次亜塩素酸水に始まり、次にソフト酸(弱酸性)の次亜塩素酸水が開発された。同時に2液(次亜塩素酸ナトリウム+塩酸)混合式の次亜塩素酸水生成装置が開発された。近年では特殊触媒を用いた製法で次亜塩素酸ナトリウムとトリウムを除去した次亜塩素酸水もありました。当初の2液混合式は従来の次亜塩素酸ナトリウムをペーパー調整するミキシングマシンであり、厚生労働省での扱いは食品添加物である次亜塩素酸ナトリウムの取扱に準じていたと主張されてきた。それは正論だと思

置が開発された。近年では特殊触媒を用いた製法で次亜塩素酸ナトリウムとトリウムを除去した次亜塩素酸水もありました。当初の2液混合式は従来の次亜塩素酸ナトリウムをペーパー調整するミキシングマシンであり、厚生労働省での扱いは食品添加物である次亜塩素酸ナトリウムの取扱に準じていたと主張されてきた。それは正論だと思

当初は食品添加物としての許可も得られなかったが有効塩素濃度30mg/Lの条件付きで食品添加物として認められた。その後、60mg/Lとなり、現在は80mg/Lにまで利用可能となった。電解の業界は食品添加物として認められる製造方法は電気分解だけで他の製法は厚生労働省では認められないと主張されてきた。それは正論だと思

(HOC)に置換するだけである。厚労省などの見解 特定農薬次亜塩素酸水製造方法指定の矛盾点 第一 厚生労働省、経済産業省、消費者庁合同見解「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と次亜塩素酸ナトリウムのペーパー調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶液などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を「次亜塩素酸水」として登録されていること、両方を弱酸性にして次亜塩素酸

産省の定義する次亜塩素酸水の製造方法の特定には科学的根拠に欠けるものである。第二 農作物等、人畜及び水産動物に害を及ぼすおそれがないことが明らか(農薬取締法)ここで問題となるのは「臭素酸」の含有量と思われる。電気分解では原材料に塩を使って電気分解すると臭素酸含有量が増える可能性がある。塩化カリウム又は塩酸を原料としているので問題ないであろう。2液混合やジクロロイソシアヌル酸ナトリウムはどうか。原料はどうか。原料は次亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム自体、臭素酸の含有量が厳しく規定されている。これも問題なようである。それでは上記以外に電解型次亜塩素酸水以外の製造方法の次亜塩素酸水は農作物等、人畜及び水産動物に害を及ぼすおそれがあると思われ

動植物に害を及ぼすおそれがあると言っているのか。第三 事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定独占禁止法の基本理念は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民所得の水準を高め、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的に健全な発達を促進することにある(法第一条)。現状の農水省の判断は独占禁止法に抵触する恐れがあると思われる。特定農薬の次亜塩素酸水を普及促進するのは安価で一度に大量生産出来る多様な製造方法を認めなければ消費者の利益を確保することも、国民経済の民主的に健全な発達を促進することも担保出来ないのではないか。

特定農薬を指定

1 特定農薬について 平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号(特定農薬を指定する件。以下「告示」という。)により指定されている特定農薬としては「エチレン※1」、「次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分



レドックスターは畜産分野など用途は広い。

除菌効果が高い領域

強力な還元作用で分解

次亜塩素酸水を生成する方法は色々ある。電解の他に2液混合方式、パウダー方式、いずれも次亜塩素酸水を生成することは可能なものだ。今回、提言しているRED(テールイディール)のレドックスターについて、同社は次のように説明している。「昔から多く使用されてきた次亜塩素酸ソーダ

を希釈しただけの水溶液は、除菌力の主要因である次亜塩素酸が全塩素濃度の20%しか含まれていないため塩素濃度の割には除菌効果が低いことが知られています。レドックスターは次亜塩素酸ソーダ水溶液のPHを調整し、弱酸性にすることで、次亜塩素酸の含有比率を高め、同じ塩素濃度でも除菌効果が高

い領域にした弱酸性次亜塩素酸水溶液です。弱酸性にすることで除菌力や消臭力が飛躍的に向上し、低い濃度でも十分に効果を発揮します。また、人の肌と同じ弱酸性にすることで、臭いそのものをその強力な酸化還元作用で分解します」としている。

同社では、養豚分野での豚呼吸器複合病PRDC、肺炎等の対策として他のものと比較してその有利性を挙げている。さらに、連作障害を回避するために土壌殺菌、鮮度保持での作物の病気予防についても言及している。